

「千葉市子ども・若者基本条例(案)」パブリックコメント手続実施シート

対象施策の案

千葉市子ども・若者基本条例（案）

所管課

子ども未来局子ども未来部子ども企画課

意見の提出期間

令和6年8月29日（木）～令和6年9月30日（月）

条例案の趣旨、目的及び背景

千葉市では、これまで、子ども施策を重要施策の一つとして位置付け、千葉市子どもプランに基づき様々な取組みを進めてきましたが、児童虐待事案の増加など、子どもを取り巻く喫緊の課題への対応や、子どもから若者にかけての切れ目のない支援の重要性を踏まえ、全ての子どもや若者の権利が保障され、自分らしく生き生きと健やかに成長し自立するとともに、社会に参画していくための環境を整え、大人として将来にわたって一人一人が尊重され、自己実現がかなう社会の実現を図ることを目的として、「千葉市子ども・若者基本条例（案）」を作成しました。

条例案の作成にあたっては、千葉市子ども基本条例検討委員会からの答申を踏まえるとともに、機運醸成のためのシンポジウムの開催や、市民等を対象としたアンケート調査、子どもや若者が参加するワークショップ等、多くの取組みを行いました。

条例案の概要

本条例の構成は、次のとおりです。

前文、（第1章）総則、（第2章）子どもや若者の権利の保障、（第3章）子どもや若者の意見の表明及び反映並びに社会参画、（第4章）子どもや若者に関する施策の推進、（第5章）委任